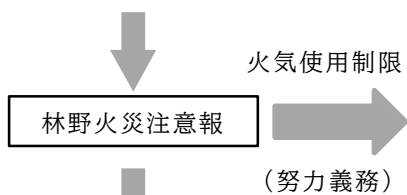


林野火災の予防止
注意を要する気象状況※1

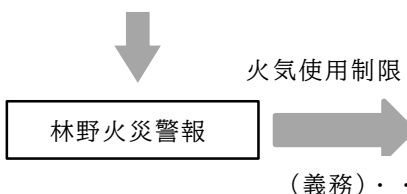


制限対象区域：5 条森林※3 及び国有林

火気使用制限の内容
(市条例第 38 条各号)

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。

さらに、林野火災の予防止
危険な気象状況※2



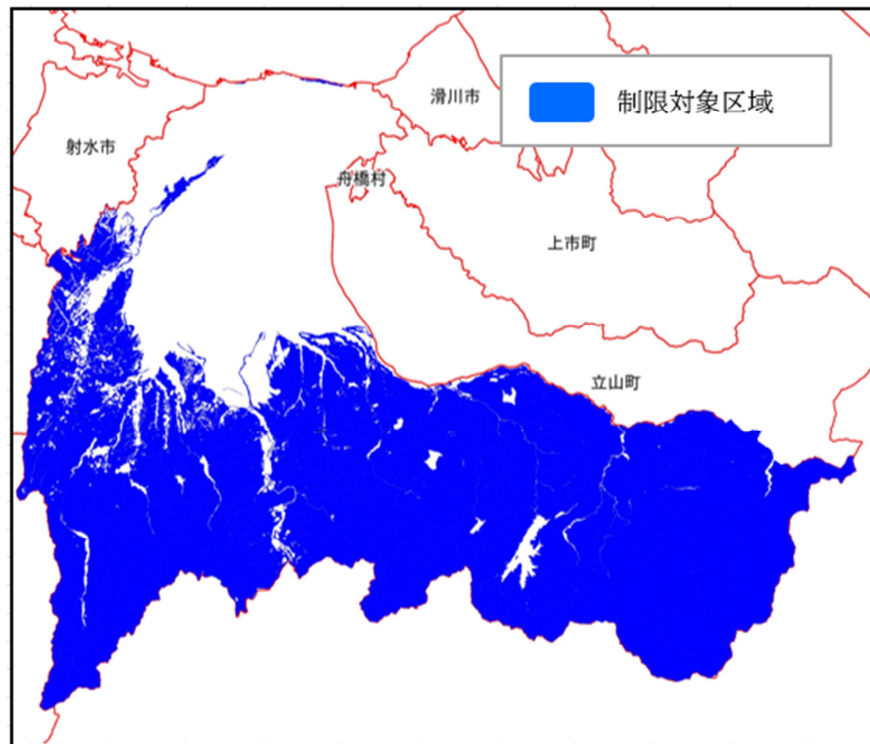
※1 ①前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下、かつ、前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下。

②前 3 日間の合計降水量が 1mm 以下、かつ、乾燥注意報の発表。

ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

※2 林野火災注意報を発令する気象状況に加え、強風注意報の発表。

※3 森林法第 5 条に基づいて定められた地域森林計画の対象になっている民有林。



発令の場合は、市ホームページや消防車で巡回などにより、火の取り扱いの注意を呼びかけます。

林野火災予防のため、ご理解とご協力をお願いします。